

### (3) 船舶交通の安全確保と海難救助

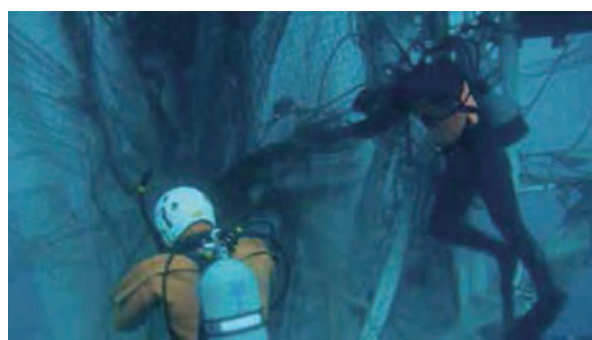
海上保安庁では、船舶事故を防止するため、海上交通センターの機能強化等を行うとともに、講習会等を通じて事故防止思想の普及を推進しています。また、災害発生時でも安定した海上輸送ルートを確保するため、航路標識の耐震補強等の整備を行っています。

その他、船舶自動識別装置（AIS）を活用した航行安全情報の提供、津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスや、海洋速報、潮流シミュレーション等の情報をインターネットで提供しています。

また、海難救助等に迅速かつ的確に対応するため、救助・救急体制の強化、漂流予測の精度向上を図り、尊い人命を救うことに全力を尽くしています。



要救助者の吊り上げ救助を行う機動救難士



水中での捜索を実施する潜水士

### (4) 津波等への対策

津波・高潮対策については、海岸堤防等の整備を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や効果的な管理運用を推進しています。

また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県の津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域等の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進しています。

さらに、南海トラフの巨大地震の想定震源域において、紀伊半島沖に敷設した「地震・津波観測監視システム」（DONET1）を運用するとともに、より広範囲に同システム（DONET2）を構築しています。また、「日本海溝海底地震津波観測網」（S-net）の整備に向けて、千葉県房総沖に続いて、青森県沖、岩手県沖、宮城県北部沖で海底ケーブルと海底地震津波計の敷設を行いました。こうした地震・津波観測の結果を津波対策に役立てています。

